

さんしゃ Zapping

Vol. 36 No. 3 (通巻 201 号)

2022 年 3 月

＜産社学会 ニュースレター＞

編集・発行：立命館大学産業社会学会（教員・院生委員会）

事務局：産業社会学部共同研究室

TEL (075) 465-8186

E-mail: s-kyoken@st.ritsumeai.ac.jp

<http://www.ritsumeai.ac.jp/gss/research/newsletter/>

〔 目 次 〕

＜ご退職挨拶＞

小集団教育で感じたこと	小泉 秀昭	p. 2
-------------	-------	------

＜全国規模学会開催報告＞

第 37 回日本社会病理学会（立命館大学オンライン大会）報告	中村 正	p. 4
--------------------------------	------	------

＜「コロナ禍の中の大学（産業社会学部）」＞

コロナ禍における社会と大学教育	（執行委員長・教員） 日暮 雅夫	p. 7
-----------------	------------------	------

大学院生のつながり	（副執行委員長・院生） 田中 隆人	p. 9
-----------	-------------------	------

大切なのは自分の手札を把握すること	（副執行委員長・学生） 八幡 陸登	p. 10
-------------------	-------------------	-------

コロナ禍の大学について考えること（産業社会学部事務局・職員）	川喜田 水希	p. 12
--------------------------------	--------	-------

＜エッセイ＞

北京冬季五輪と「外交ボイコット」—人権保障の観点から—	有賀 郁敏	p. 14
-----------------------------	-------	-------

<ご退職挨拶>

小集団教育で感じたこと

小泉 秀昭



2005年4月に赴任し、早くも17年間がたってしまいました。ベテランの先生方には、基礎演習の「基礎演習交流会」などで大変お世話になりました。皆さまには本当にお礼の言葉もございません。

本来、産業社会学会のニューズレターであるこの「Zapping」に書かせて頂くのであれば、研究に関連するものと思います。但し、元々商学が専門で、あまり研究にも熱が入っておらず、先生方

とご一緒に共同研究をさせて頂いた実績もありません。お恥ずかしいばかりの研究業績ですが、今回専任教員退官ということで、産業社会学会の出版助成を頂き、『有機体的広告論』という本をこの3月末に出させて頂くことになっております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

この本は、ホワイトヘッドやパースの思想をヒントにこれまでにない広告の思想及び方法論を書いたものです。前半が思想の整理ですが、後半は実務に直結した広告論となっております。後半で取り上げているのは、広告戦略、表現戦略、メディア戦略などです。先生方のゼミ生で卒業論文に広告をテーマにする方がおられるようでしたら、3月末になりますが、この本をお送りしたいと思っています。ぜひご連絡ください。

さて、研究の話はこのくらいにして、ここでは、教育面、特に基礎演習について書かせて頂きます。坂田先生が始められた1回生の合同勉強会、基礎演習交流会の幹事を引き継がせて頂き、コロナ禍に入る前までお仕事をさせて頂きました。

私は多くの先生方とは異なり、赴任した2005年の3月31日まで民間企業の広告会社に在籍をしていました。それ以前に非常勤講師としては、大規模講義やゼミナールは担当をしていました。但し、1回生の基礎演習を担当としたのは、2005年が初めてで、不安と戸惑いがあったことを思い出します。2005年当時は、まだエンター団の活動が活発で、また新歓祭がBKCでも実施されていました。4月・5月は、もっぱら新歓祭の模擬店で何をするのか、どのように運営をするのかを、サブゼミだけでなく、本ゼミの時間も使って準

備をしていました。今考えると、学習面では多少問題はあったと思いますが、親元を離れて友達もいない京都で、大学生活をスタートした学生にとっては、1つの居場所を作ることができ、また 2・3 回生の先輩を通して立命館の学びや生活を学ぶことのできた機会だったとも思います。また当時のエンター団の人たちも、その後の人たちと比べるとレベルが高く、しっかり学びの面でも貢献してくれました。何より、産社の1つの特徴である自主性と企画力を養う面があった気がします。もちろん遊びだけではだめですが、それを学びの方向性に変えられれば、それはそれで良い試みになると思っています。特に、産社学会で運営していた、ゼミナール大会は基礎演習の学生にとっても1つの目標でした。ゼミナール大会は上級生の発表を聞け、また上級生と同じレベルで評価を受けることができます。基礎演習の最後の反省会でも、基礎演習の一番の思い出をゼミナール大会と述べた学生が多くいました。その後、ゼミナールフェスタと名称が変わりましたが、基礎演習の学生が、上級生の発表を聞く良い機会になりました。また基礎演習交流会では、自身のクラスにとどまらず、他のクラスの先生にご評価を頂き、他専攻の学生の発表を聞く機会になっていました。多様性を理解、尊重するという産社の基本思想を自然と理解できる大変良い機会だったと思います。コロナ禍となり、他の学生と交わり、大勢で集まる機会が本当に少なくなっていると思います。このような時代だからこそ、パーソナルコミュニケーションのスキルをアップするためにも、ぜひいつの日か、ゼミナールフェスタや基礎演習交流会を復活して頂けないかとも思っています。

紙幅の関係もありあまり詳しくは書けませんが、最後に私が基礎演習の指導で考えていたことを少し書かせて頂きます。卒論が必須化となり、基礎演習の授業内容について自由度がなくなったとお感じになられる先生もおられると思います。但し、私は 1 回生では、まずは形式的なことをし

っかり学ばせるべきだと思っています。したがって産社ハンドブックのレポート論文の書き方、特に引用表記、図表のタイトル、参考文献の書き方をかなりうるさく言っています。当然ながら分野によっては、形式が異なるためそこまで必要かというご意見もあることは理解しております。

また、形式面の指導だけだと学生も面白く感じません。そこで「ジェンダー」など一定のキーワードは提示しますが、その分野で自分の興味と結びつけて CiNii で論文を探させ、それを要約し、形式的なことについてレポートを出させています。私がサラリーマン時代に感じたのですが、とにかく新人の人は、何を書いて良いかがわかりません。机に向かって時間ばかりが過ぎてしまいます。その点、一定のテンプレートがあると、とりえず書き出すことができます。したがって、1 回生にはまずレポートの 1 行目を書けるように、自分のテンプレートを作ることを指導しています。秋学期の研究・論文でもその形が活きてきます。

最後にまとめを書くとするば、学生の指導では、①学生に興味を持たせる、②一定の理論や形式をしっかり覚えさせる、③それが他のもの、社会に出てからも応用できるようにする、ということをお大切にしています。偉そうなことを書きましたが、まだまだ私も十分でないところばかりです。特任教員では、基礎演習を担当させて頂くことにもなっております。今後もぜひご指導を頂ければと思っております。本当にありがとうございます。



<全国規模学会開催報告>

第 37 回日本社会病理学会(立命館大学オンライン大会)報告

中村 正

2022 年 1 月 9 日-10 日、日本社会病理学第 37 回大会を立命館大学衣笠キャンパスで開催しました。私が研究担当理事でもあり、大会校となりました。昨年度に続きコロナ禍でオンライン大会も二年目となりました。どの学会も同じでしょうし、そもそも大学の授業自体がオンラインとなっているので、慣れてきたようでもあります。会長以下、主立った理事 4 人が創思館に集まり拠点として位置づけて開催しました。産業社会学会の全国規模学会開催補助金を得て開催することができました。オンライン大会で参加費無料にしたので補助金がいなければ開催ができなかったといっても過言ではありません。感謝の気持ちを込めて大会内容について紹介しておきます。

日本社会病理学会は、産業社会学部の教学とも関連が深い学会です。社会病理や社会問題を研究する日本の代表的な学会であり、1985 年に設立されました。学会の名称はエミール・デュルケムの「社会学的な社会問題研究＝社会病理学」に由来します。デュルケムは、現代社会がいかなる社会かを把握するためには、その比較対照となる特殊な現象、すなわち社会病理(自殺、犯罪、非行等)をよく理解する必要があると指摘しました。また、その具体的な分析を通して、特殊な現象の背景には、社会変化の過剰性や歪曲した制度・関係性が存在することを明らかにしました。さらに、そうした「社会が引き起こした問題」という観点から現象を捉え直すことで、個人に責任を負わせない解決策や予防策を考案しました。社会病理や社会問題というものが、いかに社会によって構成されるのか、またそれを促す現代社会とはいかなる社会かという点に関心を寄せます。学会の名称である「社会病理学」は、社会が定義する社会病理や社会問題を自明視しません。むしろ、それらがいかに成立したのかを、

多様な方法論や調査から反省的に捉える知を基盤にしています。

社会病理的な事件や現象には事欠かない現代社会です。例年、会員の自由な研究報告が基本ですが、学会として特集企画を組んで研究交流を行っています。ラウンドテーブル、シンポジウム、特別企画等です。今年のラウンドテーブルはコロナ禍と社会病理でした。テーマは「構造的な社会的排除—コロナ禍も視野に入れて—」としました。

第一報告は「コロナ禍における子ども食堂の役割：北東北地域における参加者アンケート調査から」(平井華代さん・岩手大学)でした。ミクロとローカルなものから立ち上がる社会排除の様相が浮かびあがりました。コロナ禍において、従来の実施形式である対面型の子ども食堂ではなく、弁当や食材を配布する、いわゆる「フードパントリー活動」をしていることも食堂のアンケート調査の紹介です。参加者の多くがコロナ禍で世帯収入の減収を経験しており、その中には米をおかゆにしたり、おかずを減らしたり、教育費を食費にまわしたり、空腹でもがまんしたり、借金をしたり等、極度の「やりくり」をしながらしのぐ、食糧貧困状態に陥っている親子の存在が指摘されました。ポストコロナにおいても、対面型のみならず、フードパントリー型子ども食堂の活動は望まれるとされました。

第二報告は、「新型コロナウイルス感染症からみえる排除の構造」(美馬達哉さん・立命館大学先端総合学術研究科)です。マクロな医療社会学の観点から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関わる社会的排除の様相がクリアになりました。①COVID-19 の健康リスクがウイルスの毒性だけではなく、健康の社会経済的格差の影響(医療社会学・医療人類学でのシンデ

ミック(syndemic))を受けていること、②日本固有のクラスター対策は犠牲者避難イデオロギー(victim-blaming ideology)と密接に関連しており、感染者や感染疑い者に対する排除を強化する役割を果たしていること、③日本では「三密」として知られる社会距離(social distancing)の戦略が、社会の中の境界(border)を強化・上昇させていることが丁寧に検討されました。

第三報告は、「コロナ禍における当事者活動の困難から見る社会的排除」(桑畑洋一郎さん・山口大学)でした。感染症とされるHTLV-1 関連疾患の当事者が、コロナ禍において経験した困難を通して、病いの当事者が直面する社会的排除の一樣態を提示しました。HTLV-1 関連疾患と共に生きる当事者らは、病いに起因する種々の困難に対処するために当事者としての活動を展開し、また、キャリアも含めた当事者の開拓も行い続けてきました。そうした、新規当事者の開拓に寄与する活動のひとつが、当事者による会合の定期的開催です。雑談や病いの悩みの共有、新しい活動方向の模索や活動成果の伝達などが行われる場です。コロナ禍の到来により、会合を行うことも難しくなり会合が開催できなくなった中をいかに対処しているのかについての調査報告でした。ローカルでミクロな活動、マクロな感染症動態、当事者組織というメゾの諸領域から社会的排除の構造が明確になるコロナ禍の社会とそのなかを生き抜く諸活動が鮮明になりました。

次に開催校企画を私が担当しました。「刑事司法は＜社会問題＞をどのように視野に入れるかー「情状」とは何かをとおして考えるー」と題した特別公開企画です。これは「科研費基盤研究(A)脱刑事罰処理を支える『治療法学』の確立に向けた学融的総合的研究」をもとにしています。これは法社会学と社会病理学の交差領域にある課題です。司法過程に加害者・被害者の物語が十分に入り込んでいない、むしろシャットアウトされているという現状を問題にする研究チームです。刑事司法における情状弁護、情状鑑定とは何かを起点にして、司法は社会的心理的福祉的課題をどのように取り込んでいけるのか、行為責任主義の刑事司法は個人の心理問題に還元せずに社会問題についてどのように考えることができるのか等について議論をしました。一方では、

社会的な排除・不利が刑事事件の背景にあることを視野に入れ、他方では、更生を考えた場合、個人の責任の召喚・構築をどのように位置づけるべきなのかについてが論点です。こうした観点から「情状」を考え、治療法学の展開に不可欠な、社会的排除・社会的不利、生育歴(家族環境)、社会的差別(ジェンダー、障害、貧困等)と関わる問題解決型の司法のあり方を模索し、臨床・社会病理と刑事司法の関連について深めていきます。内容は次の通りです。

第一報告は、「情状弁護のフロントから」(西谷裕子さん・弁護士/大阪弁護士会)です。裁判所鑑定や私的鑑定を積極的に活用したケースやそれをささえるケースセオリーを紹介し、事例が報告されました。特に、「障害者(知的、発達・精神)」や「虐待を受けた若年成人」を切り口にして情状弁護に取り組んでいる最前線からの報告です。

第二報告は、「生きる支援としての刑事司法ー属性や差別をどう反映させるのか」(後藤弘子さん・千葉大学)です。刑事司法は、合理的人間像というフィクションを前提として構築されています。社会的権力者であれば、そのずれはあまり大きくないかもしれませんが、子どもや女性やなんらかの障害を抱えている場合には、そのずれは大きくなり、そのために、刑事司法が問題解決の支援に役立つのではなく、問題を複雑にしていまいます。刑事司法が問題解決に役立つためには、子どもやジェンダーといった属性や被虐待経験が刑事司法において適切に反映される必要があるという報告でした。虐待や暴力被害の過去やジェンダー・子どものリアリティを刑事司法の事実認定や量刑に反映するために、何が必要なのか、を主にジェンダーの視点からの問題提起でした。

第三報告は、「問題解決型裁判所と減軽専門家の実践ー日本への導入は可能かー」(丸山泰弘さん・立正大学)でした。ドラッグ・コートをはじめとして、アメリカでは犯罪の背景にある被告人の問題行動に至る部分を法曹三者以外の専門家が明らかにし、問題解決を目指すという取り組みが行われています。これらは薬物問題だけでなくDV問題やギャンブル依存問題など多くの問題の解決を目指して取り組まれるようになりました。一方で死刑が求刑されるような重大な犯罪

においても弁護団は事実誤認による冤罪だけでなく、被告人の抱えている背景を徹底的に調べ量刑冤罪が起きないように検討をしなければならず、これには減軽専門家(Mitigation Specialist)と呼ばれる専門家が関わります。以上の観点から、いわゆる犯罪事実以外の部分への法曹三者以外の介入について解説がありました。

第四報告は、『回復』は誰によって果たされ、解釈されるか」と題して市川岳仁(三重ダルク代表/立命館大学)の報告でした。「回復」とは何かについて臨床社会学的な検討が加えられ、刑事司法には回収されない、回収されたくない人間の生き方に関わり、アディクトとして生きていく過程を三重ダルクの実践をもとに論点が提起されました。「回復」がラベル(ステイグマ)になる恐れも指摘され、そもそも「回復」を誰が解釈し、定義するのか、さらに、元に戻ることは異なる「回復」の意味について省察的に問いながら取り組みをすすめる Therapeutic Community の実践として報告がありました。

最後のシンポジウムは、「教育をめぐる社会病理」でした。いじめ研究で世界を牽引してきた社会病理学会の故森田洋司先生が拓いてこられた調査研究に基づく広い意味での教育の分野での社会病理学の現代的な課題を探りました。いじめや体罰、子ども・若者の現状、問題解決の方策、養育者の困難への対応等、課題は山積しています。地域・都市研究と社会病理学に続き、教育問題・教育社会学研究と社会病理学の対話とします。①「「ヤンチャな子」の移行過程と「学校の力」を考える」(西田芳正さん・大阪府立大学)、②「学校から<排除>された子にとっての学校と地域の間—発達特性をもつ子の保護者へのインタビューから」(益田仁さん・中村学園大学)、③「誰のための生徒指導なのか?—修復的正義・実践の視点から」(竹原幸太さん・東京都立大学)、④「学校における非行少年と教師に関する考察」(作田誠一郎さん・佛教大学)でした。

以上、概説的ですが、産業社会学部の先生方にも関心のあるテーマが多い学会だと思い、

紹介させていただきました。コロナ禍での社会的排除の構図、法社会学的なテーマとの交差、山積する教育問題の社会病理学研究という焦点となる課題を設定した大会でした。オンライン無料大会となったこともあり、延べ 200 名程の参加者がありました。

なお、私が担当する産業社会学部の社会病理学・臨床社会学ゼミ三回生の四人の学生を大会進行補助で雇いました。オンライン大会補助の仕事でしたので集中して聴講することができました。通常の演習とはまた異なる学びが深化したようです。ちょうど三回生のレポートの締め切り前だったこともあり、関心のある報告を聞いてレポートの執筆に役立てたようです。きちんと学会報告からの引用がありました。コロナ禍でオンライン企画は他にもたくさんあり、なかには無料のものも多くあります。教員が適切に情報を流して聴講の動機付けをすると、世界的な規模で取り組みがすすむオンライン企画はまたない学習の機会になります。もちろん、きちんとフォローをしておかないと聴きっぱなしになるので、教育的な効果を発揮させる働きかけは必要であります。そんなことも体験することができた学会となりました。



<「コロナ禍の中の大学(産業社会学部)」>

コロナ禍における社会と大学教育

(執行委員長・教員) 日暮 雅夫

2020 年度から 22 年度にかけて、コロナ禍は、世界社会に未曾有の危機をもたらしています。Google の統計によれば 2022 年 2 月 20 日現在、全世界での感染者総数は約 4.22 億人、死者総数は 587 万人に及び、日本国内においても感染者 434 万人、死者 2 万 1467 人となっています。日本では現在オミクロン株が猛威を振るっており、まん延防止重点措置の適用が、17 都道府県において 3 月 6 日まで延長されることになりました。

コロナ禍の大学教育への影響は途方もなく大きいものです。コロナ禍は、ゼミ内での対面による生き生きとした討論、相互批判、学生・教員とのごつくばらんな相談を難しくしたことで、危機的な影響を与えました。特にそれは、学生院生そして教員の日常生活の風景を一変させました。しかしここで、「危機のなかにチャンスがある」という言葉を思い出したいのです。もちろん、コロナ禍で失われたものも多かったのですが、それを乗り越えるさまざまな努力と試みもなされました。大学は、Zoom 等のオンライン教育を導入し、教員学生相互の努力によって、ブレイクアウトルームを使って討議したり、オンライン飲み会で交流を図ったりしました。研究活動では、多くの研究会もオンラインで全国的に、あるいはグローバルに展開することが試みられています。いろいろな打ち合わせも Zoom によって効率的に行うこともできると分かり、ペーパーレス化も進みました。また、生活面でも、人々が巣ごもりのなかで自分の生活を見つめ直し、衣食住から気分転換にまで至る新しいライフスタイルの模索も行われています。医療や流通等におけるエッセンシャルワーカーの仕事の重要性も、自覚されました。危機とは、私たちが社会的想像力を働かせるならば、コロナ禍後に発展する新たな社会の形成の可能性を与えてくれるものであると思います。

それについて、ロベール・ボワイエ『パンデミックは資本主義をどう変えるか』(山田鋭夫・平野泰郎訳、藤原書店、2021 年)は、ヒントを与えてくれました。ボワイエはレギュラシオン学派の立場から、政治経済分析を行っているフランスの学者です。ボワイエによれば、コロナ禍期は一時代の終わりとして長期にわたるプロセスの開始を知らせるほどの大変革期です。ボワイエは現在の資本主義を、(1)Gafamism に代表される超国家的プラットフォーム資本主義(アメリカ)、(2)国家資本主義(中国)、(3)バイオ資本主義(EU)に分類します。現在、新自由主義が世界を覆っていますが、コロナ禍は(1)と(2)を強化しながらも、それに対立する人間形成型発展様式であるバイオ資本主義を立ち現れさせるとします。この第三のものは、教育・医療・文化を核心とする社会経済的な発展様式です。ボワイエは、コロナ禍のなかで現在立ち現れつつある「人間形成型」の社会に期待を託すのですが、その帰趨は明らかでないと思います。確かに、新自由主義下の社会ではコロナ禍によって(1)や(2)の資本主義は伸長し、貧富の格差は拡大し、それが生命を脅かす水準にまで達しました。しかしそのなかで、医療・販売・宅配等のエッセンシャルワークの重要性が再確認されました。この後者の自覚をもとに展開しようとするのが、「人間形成型」の社会で、その可能性に人々は気づき始めた面があるのではないでしょう

か。

話題を大学教育に戻しましょう。先に述べたように、コロナ禍で対面授業の実施が難しくなり、Zoom 等のオンライン教育が大きく導入されました。私の経験では、オンライン授業は大教室と小集団とでは違いがあるように思われました。大教室のオンデマンドでは、manaba+R のレポート機能等を通じた双方向性をきちんと意識すれば、

例年の対面と比べて大きな違いは感じられませんでした。それに対して、ライブによる小集団授業では、クラス形成に困難が感じられました。これが示しているのは、オンライン授業は、知識の伝達や知的な討議には適していても、感情の共有や人が仲良くなることには向かないということでした。

これに関して、先日それを裏づける記事「オンラインの会話 心は通じるか」が朝日新聞 2022年2月3日の文化欄に掲載されました。東北大学加齢医学研究所所長の川島隆太教授によると、脳活動センサーを使って調べた結果、対面で顔を見ながら会話していると脳反応の周波数が同期するが、オンラインではそれが見られないというのです。つまり、オンラインは「脳にとってコミュニケーションになってい」ず、「情報は伝達できるが感情は共感していない、相手と心がつな

がっていない」のです。その理由として、①オンラインではカメラを見て話せば視線が合うが、画面を見るとずれるので、大きな違和感が生じること、②どうしても音声と図像がずれてしまうこと、があるそうです。この記事は私のオンライン授業の感想と一致するものでした。私の言葉で言えば、「オンライン授業は、知識伝達型授業では有効だが、小集団では承認関係を形成できない」となります。やはり感情や帰属感・居場所感も含んだ関係は、対面でないと難しいということです。そうすると2020年度・21年度に小集団を体験した学生さんたちのなかには、居場所喪失して漂流してしまっている人たちもいるかもしれません。まだまだコロナ禍期の大学教育は解決すべき課題が多いようです。それを解決することによって、新しい社会形成の想像力も生まれてくるのでしょう。



大学院生のつながり

(副執行委員長・院生) 田中 隆人

「また休園」。この一年で何度思ったことだろうか。わが子の保育園は子どもの数もクラス数も多い。保育士や子どもの誰か一人でも濃厚接触者が出ると、最低3日間は休園する。我が家は院生である自分が子どもと一日を過ごす。これが、コロナ禍での主夫院生の現状である。上の子は小学2年生であるが、友達との会話が制限されている。友達や担任の先生の素顔は給食時しか見たことがないという。マスクが顔の6割を占める。表情が見えない教育・保育は、後の子どもの発達にどのような影響するのだろうか。

大学院生として、博士課程1年目、学会や研究会は軒並みオンラインで開催された。同領域の研究者の方々とのアフタートークや名刺交換はできていない。社会では当たり前であった名刺交換。これから新たな世界である研究職を目指していくうえで、名刺交換ができないことを不安に感じている。

今回のエッセイでは、素顔がみることのできない閉塞感の中、立命館産業社会学会院生委員会という自治組織に関わる一院生として、感じたことを書きたい。

院生生活では、Zoomなどのオンラインツールの活用は慣れたかのようにも思える。オンラインツールは、少人数のゼミや大学院講義と比較的親和性が高く、講義の質は担保されているように感じる。遠方の院生の出席を容易にするといったメリットもあるだろう。しかし、講義後に先生に個人的に質問する事や、先生や他の院生と話をすることは難しく、ゼミや講義の参加者間の距離感が縮まらないと感じる。さらに、これまで対面で出会ったことのある方々とオンラインツールで繋がることと、初めてお会いする場面がオンラインであるのとでは、距離感が全く異なるように感じる。

また、フィールドワークの実施が困難であるために、調査方法の転換を余儀なくされた話もよく耳にした。公共交通機関を使って通学する院生にとっては、図書館利用もタイミングを選ぶといっ

た、研究遂行上、多くの弊害が生まれたことも事実であろう。大学院生は孤独との闘いと聞いたことがある。閉塞感や孤独感は実感としてよくわかる。だからこそ、授業や究論館での出会いはより一層意味を持っていたのかもしれない。

4月は対面での授業も実施され究論館でも多くの院生を見かけたが、ゴールデンウィークを前に多くの授業がオンラインに切り替わった。春semesterの終わりには一部対面での授業が開始された。そのような中、今年度も院生委員会では、各制度の募集が開始された。

院生共同研究会の申請書を見て驚いた。特徴的だったのは、M1の院生が多くを占める団体が全体の4割近くもあり、M1院生の応募が少なかった昨年度との違いから、対面による人との出会いの重要性を感じた。一方、M1と他学年による研究会が少ないことも今年度の特徴であろう。対面の期間が短く、学年をまたがった交流までには至らなかったのではないだろうか。

また、コロナ禍における共同研究は様々な影響を与えた。提出された院生共同研究の申請書には調査計画が含まれているものもあった。これまでにない、コロナ禍での調査実施に向け、申請書提出に伴って配慮事項や実現可能性まで、詳しくメールでのやり取りにて聞くこととなった。共同研究会を助成という形で応援する立場でありながらも、多くの制限を伝えることもあり、共同研究会における調査実施を厳しく監視する役割になってしまったようにも思う。さらに、成果物の提出時期とまん延防止等重点措置の時期が重なると、「コロナ禍において集まることができないので押印は省略でよい」「提出はメールでも良いか」などの問い合わせがみられた。制度を運用する側として難しい側面があったことは否めない。

もちろん、コロナ禍の研究への慣れも見られた。申請書には、研究会開催方法を記載する欄があるが、対面や「zoomを用いて」行うといった文言

が記入されていた。オンラインツールを活用することで遠方の院生同士が共同研究を組むことを可能にしている。

また、対面による出会いが減少する中で、コミュニケーションにも多くの困難や苦労があったのではないかと察する。院生委員会の各制度に関する問い合わせ内容は、通年であれば、友人や先輩に聞いて解消されていたと思われる内容が散見された。コロナ禍の院生は、人とのつながりが容易でない状況下に慣れつつも、不便は多く感じているのではないか。友達や先輩に出会った際、気軽に相談・報告すること、それがすべてメールに変わっている。致し方ないとはいえ、メール連絡の増加に対し不便さを感じる人も多いことだろう。

コロナ禍の院生は、対面によるつながりが難しい中で、人とのコミュニケーションが不便になり、より一層つながりが持てなくなっていく。そのような環境下に加え、閉塞感や孤独感の中、研究に励んでいるのではないだろうか。院生同士のインフォーマルな関係の欠如、希薄化は、学びや研究に大きな影響を与えているのではないか。

先日、息子と働く車を見ていると、「車、好きなのか？」と業者の人が飴ちゃんをくれた。大阪ならではかもしれない。人との接触を避けがちな日常であるが、あたたかい文化は残っている。コロナとうまく付き合いながら人とのつながりを大切にしていきたい。

大切なのは自分の手札を把握すること

(副執行委員長・学生) 八幡 陸登

「愛は技術だろうか。もし技術だとしたら、知力と努力が必要だ」これはエーリッヒ・フロム著『愛すること』の一節である。「暗闇の中にも幸せは見つけることができる。光をともしことを忘れなければ」これは映画『ハリー・ポッターとアズカバンの囚人』でのダンブルドア校長のセリフである。この2つは新型コロナウイルス拡大に伴う『おうちじかん』で出会ったコンテンツの中でも特に印象に残っているものである。1つ勘違いしないでいただきたいのは、私は何もおすすめの本や映画を紹介したいわけでも、愛や魔法について語りたいわけでもない。『なぜ』『このタイミングで』私とこれらのコンテンツが結びついたのかということが重要なのだ。もし新型コロナウイルスがなかったとしたら、書店でフロムの本を購入することも、サブスクリプションサービスに新たに加えてハリー・ポッターを全作品見返すこともなかったら。そう、時間が十分にあったのである。それも『使い方を選べる時間』が。

『使い方を選べる時間』とは一体どういうことなのか。私はこれを「こうしなければならない」あ

るいは「こうするべきだ」という評価軸のない時間と定義しようと思う。その最たる例が大学の講義であろう。コロナ前の大学生活において、授業時間には教室に行き講義をうけるということはごく当たり前の行動であった。この時、私たちは授業時間という『特定の時間に』、指定された教室という『特定の場所に』いることが求められていた。しかし、オンライン授業(特にオンデマンド型)が一般的になったことでかつての当たり前はもはや過去の話となった。そう、オンライン授業環境では『いま、その瞬間に』『その場所に』いる必要がないのである。イメージしやすいように月曜日2限帯に講義をとっていたと仮定し、コロナ前とコロナ禍の生活を比較してみよう。コロナ前であれば朝9時に起きて10時30分までに大学に行く×15回であった。この場合、私は時間の使い方を選べていただろうか。答えはNOである。(一見すると授業に行かないという選択肢があるように思えるが、どちらが好ましい行動であるかが明確に定められている。したがって私の定義に反するためこれを選択とは言わない。)その一方でコロナ

禍の月曜日 2 限帯、ある週は Netflix で映画をみる、ある週は正規の授業時間に合わせて講義動画を再生する、ある週はまだ寝ている、etc.と全 15 回実に様々な過ごし方をしていた。後述するが時間の使い方に関する各選択について良い・悪いといった評価をするつもりも、読者の皆様に判断を委ねるつもりもない。ここで述べているのはあくまで「時間の使い方を自由に選択できた」という学生の立場から見た事実と、「しなければならない」という義務感がないことに対する少ばかりの安心感という個人的な感想である。

細かいことはさておき、私たち大学生は自分の好きなように使える時間を獲得したわけであるがこれは嬉しいことばかりではない。精神分析学者ジークムント・フロイトも「自由には責任が伴う」と述べたように、何の代償もなく自由な時間が与えられているわけではないのである。この場合における責任とは、本当にこれでいいのだろうかという漠然とした不安だ。私たちの時間の使い方に対して誰かあるいは社会が正しい・間違っているといった評価を下すことも、使い方の優先順位を規定するわけでもない。有意義な時間を過ごせたと満足するか、時間を浪費したと後で後悔するかは自分次第なのである。だからこそ、私たちは常に問い続けなければならない、「もし今日が人生最後の日だとしたら、私は今日やろうとしたことを本当にやりたいだろうか」と。(スティー

ブ・ジョブズ、2005 年米スタンフォード大学卒業式スピーチより)

新型コロナウイルスが私たちの生活を一変させてから約 2 年が経過した。この 2 年間でこれまで当たり前と思っていた様々なことがただの幻想であったことを突き付けられた。本エッセイのテーマであるコロナ禍の大学生活を振り返ると、どうしても『できなかったこと』や『失ったもの』ばかりが強く印象に残ってしまう。長期休暇に海外旅行に行くこと、友人たちと忘年会をすること、好きなアーティストのライブに行くこと、etc.と新型コロナウイルスに伴う数々の制約によって断念せざるを得なかったことが多いのは紛れもない事実である。しかしながら必ずしもマイナスなことだけではなく、むしろこうした大変な状況に置かれたからこそ気づけたこともあるだろう。

かの万能の天才：レオナルド・ダ・ヴィンチは「洗練を突き詰めると簡潔になる」と述べた。洗練とは、磨きのかかっている、即ち価値の高いということ。簡潔(シンプル)とは、無駄な点や複雑さのない、即ちいい意味で単純であるということである。「会いたい人に会いたい時に会えること」「今日も健康でいられること」、これらが『当たり前』でないことはこの 2 年間で証明したはずだ。私たちがその価値に気づき大切にすべきものは案外何気ない日常の一コマなのかもしれない。



コロナ禍の大学について考えること

(産業社会学部事務室 職員) 川喜田 水希

コロナ禍と呼ばれ、一斉入構禁止の措置が取られてから2年も経ちました。一瞬落ち着きを見せた時期もありましたが、やはり平時とは違った3回目の春を迎えようとしています。

コロナ禍1年目の事務室は、降って湧いたWEB授業への対応を日々つぶしていくことで精一杯でした。何がどうなるか分からない状況で、何のツールも整備されないままに始まった1年目のWEB授業を振り返ると、今でも少し心が痛みます。高等教育機関の授業でこんなことが許されているのかと怒っていた先生、学費を返せという学生や保護者の声は、なかなか忘れることができません。それも秋口になると要領を得てきて、WEB授業でも先生に負担がないように、受講生が納得してくれる内容になるように、と若干の気が回るようになってきました。それでも授業の支援に関わる問い合わせ対応や機器操作に割く時間は例年と比べ物にならないほどで、対面・非対面に関わらず先生と接する機会が多くなった2年間でもありました。

コロナ禍2年目で私たちを悩ませたのは、受講生の感染症罹患やそれも含めた配慮要請など、学生対応の数でした。恐らく先生方にも大量のメールや嘆願が届き苦慮されたかと存じますが、事務室も同様の連絡を受けては、成す術もなく授業担当の先生に…と言い続ける他ありませんでした。真偽が定かではないものや自己都合を押し付けてくる内容が散見されたときは、配慮の真の意義を見失いかけたことも多くあり、そ

のような事例対応をするのは精神をすり減らす気持ちになりました。

そのような中でふと息をついたとき、ふっと湧いてくる自分への疑問が2つほどありますので、備忘と思って記します。

一つ目は、メディアとの関わり方です。このコロナ禍では、授業だけでなく通常のコミュニケーションにおいても、否応なしにメディア(zoomやメール、チャット)を利用することが求められました。やむを得ない状況であったからこそ、不得手な人にとっても選択肢の一つとして定着するまでになりました。手段が増えることは選択肢が広がるということですから、増えたツールの利便性が高いのであればなおのこと良いと感じます。ただ、ツールである限り向き不向きがあると思っています。メディアの利用は「いつでも・どこでも」を可能にしますが、自己にとって都合がいいものが、相手にとっても快適かはまた別の話です。メディアを利用する先には他人がいて、メディアを通して多大な労力が割かれている、ということを肝に銘じて接しています。一方、Face-to-Faceのコミュニケーションは、言語情報から非言語情報まで得られる情報の種類や数が圧倒的に多いので、空気感や雰囲気といったことも含めて理解を促進するのに役立つと思います。しかしながら、その情報は受け取り損ねれば二度と出会えず、また膨大な情報の取捨選択やそれに対する応答をその場で求められます。その作業に過剰なストレスを伴うということは想像に易いです。結局、これらは手段・ツ

ールに優劣はなく、メディアを使わないから「ダメ」だとか、対面は「古い」ということではないと思うのです。

もう一つは、「大学に求められていることは何か」ということです。コロナ禍を考えると、学生や保護者対応、先生の対応など自分の聞いた話から考えようとするのですが、どの人たちも求めることが三者三様です。立場が違うので当たり前なのだと思いますが、この状況に立たされていると、よく自分は何のために、何を成したくて働いているのかが分からなくなることがあります。すべてメディア授業を併用して、学校に来る手間を省きながら単位をとれるようにするのが正解なのか。せっかく学費をもらっているのだから、義務教育並みの手厚い教育を提供するのがいいのか。先生の負担がないように、並々ならぬ人件費という学費を充てて、授業支援を行えばいいのか。どれも間違っていないのですが、万人を納得させる万全の策がありません。その中で「何を求められて」いて「何のために働いている」のか、常に問われているように感じています。授業以外にもゼミ活動や課外活動、研究活動など、様々な知の機会を提供するのが大学のはずです。私の学生時代を考えても、授業というよりも大学という場所を通して出会った人や機会が、今を生きるための糧になっていると感じてい

ます。コロナ禍では、それらを存分に享受できる環境が立ち消え、学生の皆さんにとっても、先生方にとっても、何より職員にとっても「こんなはずじゃなかった」2年間だったように思います。私としては、まだ平時と言い切れない状況で、粛々と、もう少しだけ続くであろう環境整備を続けていきたいと思っています。

最後に私事になりますが、次の春で初任職場として配属されたこの事務室も5年を満了します。職員にも投稿の機会をいただきました学会の皆様と、在籍の記念にと任命してくださった事務長に御礼申し上げます。



<エッセイ>

北京冬季五輪と「外交ボイコット」

—人権保障の観点から—

有賀 郁敏

1. 2008 年と 2022 年

2022 年 2 月 4 日、北京冬季五輪が開幕を迎えた。ちなみに、北京は 2008 年 8 月にも夏季五輪を開催しており、夏冬の五輪と同じ都市で開催するのはオリンピック史上、北京が初めてである(冬季大会の初回は 1924 年にフランスのシャモニー・モンブラン)。

胡錦濤主席統治下の 2008 年大会(大会責任者は習近平副主席:当時)は、その評価はともかく、国を挙げての大々的なイベントとして準備され、そして実施された。たとえば、北京国家体育場(鳥の巣)はじめとする巨大なスポーツ施設の建設、都市開発、また「緑色奧運」(環境への配慮)のスローガンのもと工場の操業停止や人為的に晴天をもらすロケット発射(オリンピック・ブルー)など記憶に残っているだろう。何よりも、人々の意識において 1964 年の東京五輪と同様の高揚感が 2008 年大会にはあり、開会式にもアメリカのブッシュ大統領、フランスのサルコジ大統領、日本の福田総理など、約 80 か国・地域の元首・大統領・首相らが出席し花を添えた。

ところが、北京冬季五輪にはそうした人々の興奮はあまりみられない。なぜか。その理由の一つが新型コロナウイルス感染爆発の中での開催という点にあることは間違いない。日本はいうまでもなく、世界的にもオミクロン株の感染の強さは想像をはるかに超え、少なくない尊い命も失われている。加えて、エッセンシャルワーカーなど社会インフラ、ケア活動などを担う労働力も縮減あるいは枯渇

の危機にあり、社会そのものが立ち行かない危機も高まっている。このような状況の中で五輪開催なんて、という意識が人々の間に広がっても不思議ではない。

しかも、周知のように中国ではいわゆるゼロコロナ政策をとっており、都市に一人でも感染者が出れば、即座に地域全体を封鎖してしまう。封鎖というと欧米のロックダウンを想起するが、中国の封鎖は欧米のような代物ではなく、ある種むき出しの暴力の様相すら呈している。たとえば、家から一歩たりとも出させないために玄関ドアを強靱な金具で閉ざし、それでも街中に出ようものなら官憲から殴る蹴るの暴行を受ける姿がニュースでも報道されており、ここから見えてくるのは、生きていくのに欠かせない食料・生活用品の購入すら人々に認めず、ひたすら感染を抑え込めこうとする行政の強権的な姿勢である。また、空港検疫では全身防護服を纏った係員が入念に検査を行い、まるで映画「バイオハザード」を見ているかのようなのである。さらに選手・メディア関係なく、持参した荷物に何度も大量の消毒液を噴射するといった、日本ではなかなか想像できない対応もなされている。

もともと、こうした過敏ともいえる感染対策や東京オリパラ以上の厳格なバブル方式を執っている北京でも感染を抑え込むことはできず、開催を前にすでに数百人の五輪関係者の感染が明らかとなり開催期間中に拡大するのは必至の情勢である。

このように新型コロナウイルスの感染状況が五輪の熱量を低下させていることは間違いないが、しかし北京冬季五輪に対する世論の眼差しが厳しさを増しているのは、コロナだけが原因ではない。端的に言えば、中国各地で生じている数々の人権問題を含む国家体制に対する、主に欧米諸国からの危惧と批判の影響である。そこにオリンピック憲章を逸脱しているではないかというIOC幹部に対するいらだちや批判も重なる。確かに2008年大会でもチベット自治区の民族・人権問題等に対し、ドイツなど欧米諸国を中心に中国政府批判が高まり、聖火リレーの際、各地で混乱をもたらした。もっとも、2008年時は中国に対する欧米先進国の「関与政策」に対する楽観論があり、IOCのロゲ会長(当時)も、北京での五輪開催が中国の社会的進化により影響をもたらすと信じていると語ったほどだ。推察するに、この時点では、1960年(ローマ・イタリア)、1964年(東京・日本)、1972年(ミュンヘン・ドイツ)といったファシズムを経験した国々と同様の思惑が中国に対して向けられていたのだろう。事実、胡錦濤主席も世界経済における中国の位置づけを強調し、その意味では中国と欧米諸国は、この段階で接近していたのである。

2. 習近平体制と人権問題

ところが、2022年の冬季五輪を主催する習近平体制では様相が一変している。端的に言えば欧米型デモクラシーを超越した指導性による、ある種唯我独尊的な行動が顕著である。確かに、中国は世界の経済大国である。外務省のHPによれば世界に占める中国のGDPの割合は2008年では7.2%で世界3位(日本7.9%)、それが2021年になると17.7%(同5.7%)とアメリカ(24.1%)に次ぎ世界2位となっている(もっと1人あたりの名目GDP:2020年をみると、アメリカ5位、日本24位であり、中国は64位と1位のルクセンブルクの約9%である)。こうした中国の擡

頭と躍進は国連分担金(2021年、約12%:世界2位)にも示されている。

しかし、名実ともに世界の超大国へと成長した中国には、蔽い難い問題が存在する。その一つが人権問題であり、しかもその動向と危惧はいよいよ沸点にまで達しようとしているのである。以下、われわれが目にする問題の幾つかを垣間見ておこう。

① 新疆ウイグル自治区問題

同地区の人権問題は2016年頃から国連等でも問題にされはじめ、外電を通じて顕在化してきた。たとえば、国連人種差別撤廃委員会は、2018年に最大100万人が刑事手続きなしに強制収容所に入れられている可能性を示唆し、中国に対して是正勧告をするに至っている。職業訓練センターだと中国政府は反論しているが、収容体験者からは拷問、民族宗教の否定、さらには避妊手術といった、かつてのナチズムのホロコーストを想起させる事態となっている。ちなみに、トルコでは亡命ウイグル族が同国検察に習近平主席らを刑事告発している。



(写真:『朝日新聞』2022年2月12日付)

② 香港問題

周知のように、香港は1997年に英国から返還後も「一国二制度」のもと言論の自由が保障されてきた。ところが、2019年の学生ら若者らを中心に盛り上がった反中国政府運動をきっかけに中国政府の介入が強化され、翌20年6月には香港国家安全維持法が施行され、その後抗議活動家の逮捕が続発し、

民主主義的団体やメディアの解散も相次いだ。先に実施された香港立法会選挙(2021年12月)では親中派が議会を制覇した(投票率は過去最低の30.2%、民主派議員はゼロ)。

③ 言論の自由への介入

中国では民主派の『蘋果日報(リンゴ日報)』の停刊に続き、インターネットメディア「立場新聞」「衆新聞」も活動停止となった(2021年12月)。また、中国共産党元幹部による性暴力を訴えた中国女子プロテニスプレーヤーの彭帥氏のネット上の投稿削除と国営メディアでの「再登場」は、中国における言論・表現の自由の問題を世界中に知らしめる結果となった。しかも、そのプロセスでWTAを押し付け、忽然と登場し中国よりの姿勢に徹したIOCバハハ会長の言動は、テニス界のみならず多くの人々の矚目を買う結果をもたらしたのであり、IOCと中国政府の五輪を介した癒着への疑念がいつそう強まった。

ちなみに、米国、英国、カナダ、スイス、スウェーデン、ドイツ、オランダの欧米諸国は、中国の通信回線を通じた個人情報抜き取りや行動監視を警戒し、自国選手に私用スマホを持ち込まないよう呼び掛けており、開会式をはじめ海外メディアの大会報道に対する「中国警備ボランティア」の取材介入は強化されているという。

3. 「外交ボイコット」をめぐる対応

「外交ボイコット」の発端は米バイデン大統領がホワイトハウスで記者団に語ったボイコット検討発言である(2021年11月18日)。バイデン政権は新疆ウイグル自治区の人権問題を「ジェノサイド」と認定し、中国政府の対応を批判してきおり、「外交ボイコット」は既定路線と言われている。そして、12月6日の記者会見で報道官が正式にそれを表明、新疆ウイグル自治区での中国当局による人

権侵害を「ジェノサイド」とであると改めて非難した。ちなみに、「ジェノサイド」(集団殺害)という強烈な言葉はトランプ前政権のポンペオ国務長官(当時)が好んで使用したもので、バイデン政権はこの点で前政権を継承している。アメリカ政府の決定に対し、当然のことながら中国政府は「五輪に政治を持ち込むことは許されない」として批判を強め、他国のアメリカ政府への同調を牽制した。

このアメリカ政府の決定にイギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドも加わったが、G7に限ってみれば、フランス、ドイツ、イタリア、日本は独自の判断からボイコットに追随していない(メルケル後、新たに発足した独政権では、連立を組む緑の党共同代表のベアーボック外相が中国の人権問題を厳しく批判している)。もともと、EUは中国におけるウイグル族に対する人権迫害を問題視していること(たとえば、中国当局者への制裁決議を審議・了承したEU外相理事会:2021年3月22日)、また日本の国会でも中国の名指しを控え、また人権侵害という言葉を避けたとはいえ、中国の人権問題を念頭に入れた決議(「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議」2022年2月1日)を衆議院で採択している。これらの国々では、マクロン大統領、ショルツ首相、岸田首相など、政府を代表する閣僚を開会式に派遣しておらず、この点でアメリカ等と歩調を合わせており、事実上の外交ボイコットとみなしてよからう。



(写真:『朝日新聞デジタル』2022年2月5日付)

ちなみに、北京冬季五輪開会式にはロシアのプーチン大統領はじめ中国と関係の深い国々から代表者が出席しており、とりわけ開会式前日に実施された中ロ首脳会談では、「外交ボイコット」を念頭に「スポーツや五輪を政治化する試みに連携して対抗する」した共同談話を発表している。ただ、忘れてはならないのは、同五輪にロシア選手団の派遣は認められておらず、ROC(ロシア・オリンピック委員会)として個人参加のみが認められているにすぎない。この点を踏まえれば、プーチン大統領が開会式に我が物顔で出席することなど、本来ありえない事態といえる。

このような政府レベルの対応とは別に、市民社会における人々の反北京冬季五輪の動きも日本を含む世界の 65 以上の都市(約 200 の団体)で展開されている。たとえば、東京都港区の中国大使館前では 2 月 4 日午前、北京人権弾圧五輪の開催に抗議する実行委員会が主催の中国の政策に異を唱える団体などが五輪開催に抗議する集会を開いたが、中国政府の弾圧に反対する「日本ウイグル協会」など 8 団体が参加した。そこでは「人権弾圧が継続する中国で冬季オリンピック大会が開催されることは、オリンピック憲章の精神に反するものとみなさざるを得ない」と主張、「中国政府は、言論、表現、信仰、結社の自由を保障せよ」など 5 項目を求めた。また、ニューヨークでは 2 月 3 日、中国総領事館の前におよそ 150 人が集まり、新疆ウイグル自治区や香港、それにチベット自治区などで中国政府による人権侵害が行われていると抗議の声があげられた。

4. 人権問題からみた北京冬季五輪

(1) ボイコット運動の歴史

『ベルリン・オリンピック 1936—ナチの競技』の著者デイヴィット・クレイ・ラージは、ヒトラーのオリンピックに限らず、近代五輪はアテネ大会から「二重人格」、すなわち各国のナショナリズムや政治にまみれてきたと論じてい

る。五輪は政治との緊張関係におかれてきたのである。

五輪のボイコットといえば、アフガニスタン侵攻に伴うモスクワ五輪(1980 年)に対する西側諸国のボイコット(日本も同調)、ならびにそれへの対抗としてロサンゼルス五輪(1984 年)に対するソ連など東側諸国のそれが想起されるが、ボイコット運動自体は第 2 次大戦前からあった。大がかりなものとしては、何と言ってもベルリンオリンピック(1936 年 8 月)に対してなされたボイコット運動であり、アメリカや英国などの国々ではスポーツ愛好家や団体などが「フェアプレー擁護(オリンピックの擁護)」委員会を結成し、ユダヤ人、シンティ・ロマ、政治犯などを差別、迫害しているナチスに抗議し、ベルリンオリンピックボイコット運動を展開した。こうした反ナチスの動きはベルリン大会より前(1936 年 2 月)にドイツ南部のガールミッシュ・パルテンキルヘンでの冬季五輪でも見られた(この時、IOC 会長のラツールはヒトラー政権に対しユダヤ人差別の宣伝物の撤去を命じている)。



(写真:バルセロナ人民オリンピックポスター; 青沼裕之『ベルリン・オリンピック反対運動』青弓社、2021 年、37 頁より)

ちなみに、戦前の東京五輪(1940 年、戦争遂行のため大会を返上)に対しても中国、韓国への侵略、植民地政策への批判から各地でボイコット運動が行われた。ついでに言えば、未発に終わったとはいえベルリン五輪に対抗して同年 7 月、スペインのバルセロナでの開催が予定していた反ファシズム「人民オリンピック(オリムピック)」「フランコ独裁政権の内戦により中止)は、こうした運動の歴史的な頂点の一つとして理解してよいだろう。

第 2 次大戦後でも、たとえば人種差別を続けている南アフリカとのスポーツ交流を批判して、22 のアフリカ諸国がモントリオール五輪(1976 年)をボイコットしている。ちなみに、中国は戦後の五輪(夏季)開催に際し 1952 年(ヘルシンキ)から 1980 年まで 8 回連続して不参加(ボイコット)を表明しているが、理由はモスクワ大会(アフガニスタン侵攻)を除き、すべて台湾問題である(中国チームは 1984 年大会から参加)。

(2) 人権保障の世界的展開

① 国連などによる国際的な人権保障

戦後、世界平和と民主主義の再構成の観点から国連を軸に様々なテキストが策定された。「世界人権宣言」(1948 年)はその嚆矢であり、第 1 条では「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」、第 2 条 1 項では「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と謳われている。ここに現代まで命脈を保つ人権保障の基本理念を読みとれるのである。同宣言を条約化し、人権保障をさらに制度化・豊富化したのが「国際人権規約」(1966

年)である。第 1 条(人民の自決の権利)1 項では、「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」とあり、第 7 条(拷問又は残虐な刑の廃止)では「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない」と謳われている。

東西冷戦終結後、「世界先住民族年」を踏まえ世界人権会議によって採択されたのが「ウィーン宣言」(1993 年)である。第 2 条(自決権)では「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」、第 19 条(少数者の権利)では、「世界人権会議は、「民族的又は人種的、宗教的及び言語的少数者に属する人の権利に関する宣言」に従って、少数者に属する人がいかなる差別もなしにかつ法のもとにおいて完全に平等に、すべての人権及び基本的自由を完全かつ効果的に行使することができるように確保する、国家の義務を再確認する」と規定されている。

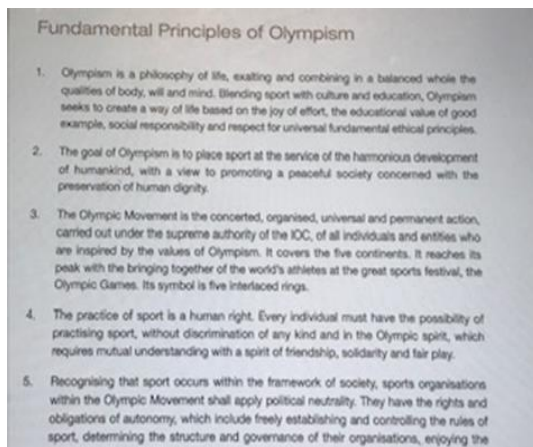
これらマイノリティを含むすべての人々の人権保障は世界史の流れであり、その重要性を謳った宣言等に中国政府自身も賛成してきた事実を確認しておこう。

② IOC における人権保障に関する規程

オリンピックの理念を明文化しているのが『オリンピック憲章』(2021 年 8 月 8 日改定)である。ここでは、7 つの「オリムピズムの根本原則」が明示されている。そこでは「スポーツをすることは人権の 1 つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレー

の精神とともに相互理解が求められる。」(根本原則第 4 項)、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」(同第 6 項)と謳われている。IOC に加盟している中国がこの憲章の基本原則を遵守しなくてはならないことは言うまでもない。

しかも、IOC はバッハ会長自らが国連の専門家に依頼して策定した「IOC の人権戦略のための勧告」を公表(2020 年 3 月)しており、そこでは「人類の目標とは、個人の尊厳を重視し、保障することである。人々の尊厳の尊重は、IOC の価値およびオリンピズムの前進という任務にとって不可欠である」、さらに「北京冬季オリンピックの大会に関する人権上の影響は深刻であり、対処は依然として難しい努力を要する」、「国際的な人権基準を尊重すること」と明記されているのである。つまり、国連の専門家集団は IOC に対し中国政府の人権問題への対処を突き付たわけである。しかし、当該の IOC に努力の形跡は見られない。



(写真:オリンピズムの根本原則;IOC・HP より)

5. 中国政府とIOCの対応の問題 —むすびに代えて

上記の宣言類や規程等を踏まえるならば、中国政府は自らも賛成してきた国際的な人権保障の取り決めやオリンピック憲章を遵守し、人権侵害の是正措置をとる必要があるだろう。それは最終聖火ランナーに新疆ウイグル自治区出身のアスリートをあてがうこととは位相を異にする問題である。

また、IOC にしても東京オリパラの反対運動と同じく「政治的中立性」を盾に人権問題を先送りし、開催国に媚びを売り、商業主義にひた走る行動を改めなくてはならない。バッハ会長がかのプロテニスプレーヤーと会食して済むような話ではない。東京オリパラの際、日本選手を含めて数々のアスリートが片膝をつく姿勢で人権問題に対する意思表示をしたことを想起すべきである。ちなみに北京大会組織委員会は、これらのムーブメントを牽制する観点からか、中国の法律や規則に反する行為は処罰の対象となると表明している(1月19日)。一方で、異常ともいえる厳格なバブル方式、国民の移動の制限などを通じて五輪と中国社会を厳然と隔てながら、オリンピック憲章でも認められているアスリートらの思想・信条の自由、表現の自由に対しては中国の法制度を覆いかぶせて統制しようする対応に疑問と憤りを感じないわけにはいかない。

それゆえ、これだけ人権問題がフォーカスされた北京冬季大会に対し、IOC として何の是正措置もとらないのであればオリンピック憲章は死文化してしまうだろう(写真:IOC・HP より)。それは、オリンピズムの根本原則の否定であり、ひいてはオリンピックの終焉といっても過言ではない。

オリンピックムーブメントは、その意味で重要なターニングポイントにあると言わなくてはならない。

(2022 年 2 月 12 日)

<編集後記>

コロナ禍という言葉が浸透し 2 年が経ちました。2021 年度は新学期開始後、約 2 週間で BCP レベル 3 への引き上げに伴い、授業形態は再びオンラインが中心となりました。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が何度発出されたことでしょうか。掲載した写真はコロナ禍の大学の 1 コマを以学館中心に事務局が撮影したものです。

2022 年度は、新型コロナウイルス感染拡大も終息し、ふたたび学生の皆さんの笑顔があふれるキャンパスとなることを切に願います。 2022 年 3 月 産業社会学部共同研究室

★Zapping 原稿募集★

研究会・学会報告など、教育・研究に関わるあらゆるジャンルのご投稿をお待ちしております。

また、いろんな特集も組んでいきたいと思っています。何本かまとめてのご投稿も大歓迎ですので、ご提案がありましたら事務局に申し出てください。形式はタイトル・名前・本文をつけ、1,500 字～2,000 字程度でお書きください。原稿は s-kyoken@st.ritsumei.ac.jp に送付してください。

